

平成 28 年度労働行政関係予算案の主要施策

(単位：百万円)

項 目	主 要 事 項	平成 27 年度 当初予算額	平成 28 年度 予 算 案 額
第 1 「全員参加の社会」 の実現加速	1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化	12,148	17,053
	2 若者の活躍推進	19,109	20,094
	3 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備	24,156	29,100
	4 障害者等の活躍推進	10,880	13,757
	5 外国人材の活用・国際協力	2,076	2,406
	6 重層的なセーフティネットの構築	159,244	159,193
第 2 公正、適正で納得 して働くことのできる 環境整備	1 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現	33,195	47,410
	2 働き方改革の実現	36,840	55,174
	3 人材力強化・人材確保対策の推進	31,108	43,434
	4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり	10,178	10,934
	5 地方創生に向けた取組の推進	9,516	13,280
第 3 施策横断的な課題 への対応	1 国際問題への対応	186	189
第 4 被災地の復興	1 東日本大震災からの復興への支援	12,875	8,976
	2 原子力災害からの復興への支援	993	999

第1 「全員参加の社会」の実現加速

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進、外国人材の活用などにより「全員参加の社会」の実現加速を図る。

1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

171億円(121億円)

(1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】 47億円(37億円)

女性の活躍の動きを加速するため、以下の取組を実施する。

- ・ 「女性活躍推進法」により大企業に開示が義務化される情報について、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において一覧化を実施するなど、同サイトのユーザビリティの向上を図る。
- ・ 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。
- ・ マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充を行い、子育て中の女性等に対する再就職支援を推進する。また、訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、ひとり親や、出産・育児等によるブランクがある女性に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。
- ・ 育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援制度における育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスの新設等を行う。

(2) ひとり親に対する就業対策の強化 34億円(29億円)

「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」として、マザーズハローワークへのひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行うNPO法人との連携による取組を強化する。

さらに、母子家庭の母等について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。

(3) 仕事と家庭の両立支援【一部新規】 121億円(84億円)

中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大（介護支援プラン）するとともに、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。また、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。

また、労働政策審議会における検討を踏まえ、介護休業給付の給付率の引上げ（40%→67%）を実施する。

さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設するとともに、男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援するイクメンプロジェクトを拡充する。

(4) マタニティハラスメント等の対策強化【一部新規】((1)に含む事業と一部重複) 3. 1億円(2.7億円)

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、男女雇用機会均等法に事業主のマタハラ防止措置に係る規定を追加するなどの法令整備、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン（仮称）事業」を実施し、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。

また、「マタニティハラスメント」対策の強化にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。

2 若者の活躍推進

201億円(191億円)

(1) 若者の適職選択の支援 7.2億円(5.1億円)

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づく企業による青年雇用情報（職場情報）の積極的な提供を促すため、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトにおいて、新卒者等を募集する企業が自ら職場情報を登録できる機能を追加し、企業が積極的に職場情報を提供できる環境を整えるなど、法律の円滑な施行に取り組む。

(2) 新卒者等の正社員就職の実現【一部新規】((1)に含む事業と一部重複) 108億円(100億円)

新卒応援ハローワーク等における新卒者等に対する就職支援や、3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度の着実な実施により、既卒者等の採用・定着の促進を図るなど、正社員を希望する新卒者等の就職実現を図る。

また、高校生就職ガイダンスの中に、労働関係法令に係る基礎知識に関する講義を追加するとともに、インターネット上で労働関係法令に関する基礎知識を学べる教材の開発を行う。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 3年以内既卒者等採用定着奨励金の創設

制度要求

既卒者等の新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進を図るため、3年以内の既卒者及び中退者を対象とした助成金制度を創設する。

(3)フリーター・ニート等の安定雇用への支援・職業的自立への支援【一部新規】 **90億円(89億円)**

わかものハローワークに訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、長期的にフリーターとなっている者等に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。また、夜間・休日でも相談を行うため、電話・メールによる相談を民間委託により実施し、わかものハローワーク等への誘導や個別支援体制の強化を図るなど、フリーター等の安定雇用への支援を行う。

さらに、ニート等の若者に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体、高校等と協働し、個々の状況に応じた相談機会の提供等を通じ、職業的自立に向けた支援を実施する。

(4)若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化【一部新規】 **3.1億円(2.3億円)**

夜間・休日に労働基準法等に関して無料で電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ほっとライン」の運営等により相談体制の充実を図る。

また、厚生労働省ホームページにおける労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイト「確かめよう労働条件」や大学・高校等でのセミナーを全国で開催することなどにより、労働関係法令等の情報発信を行う。

3 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

291億円(242億円)

(1)企業における高齢者の雇用の促進 **113億円(88億円)**

現在、労働政策審議会において65歳以上の高齢者への雇用保険の適用拡大について検討を進めているが、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善、健康管理制度の導入等を行う事業主に対する支援の拡充を図るとともに、有期契約の高齢者について、安定した雇用形態への転換を促進する事業主に対して支援を行う。

また、ハローワーク等の紹介により、65歳以上の高齢者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する支援を拡充する。

(2)高齢者の再就職の促進 **38億円(37億円)**

ハローワークに65歳以上の求職者支援に重点的に取り組む「生涯現役支援窓口(仮称)」を設置し、高年齢求職者に対するチームによる支援や65歳以上の求職者のための個別求人開拓に取り組むとともに、技能講習を実施するなど再就職支援の充実を図る。

(3) 地域における多様な雇用・就業機会の確保【新規】 **8.5億円**

地方自治体を中心とした地域のニーズを踏まえた多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業（仮称）」を創設する。

(4) シルバー人材センターの機能強化【一部新規】 **121億円(116億円)**

シルバー人材センターが高齢者に多様な就業機会を提供できるよう、地方公共団体や経済団体と連携し新たな就業機会を創造する「地域就業機会創出・拡大事業（仮称）」を創設するなど、同センターの機能を強化する。

(5) 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施【新規】 **2.6億円**

生涯現役社会の実現に向けて、(公財)産業雇用安定センターにおいて、高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高年齢者の就業促進を図る。

(6) 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】 **8.7億円**

多様な就労機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を積極的に推進するため、高年齢者等による成長が期待される分野での起業（いわゆるベンチャー企業）等により、高年齢者等の雇用創出を行う企業に対する助成を実施する。

4 障害者等の活躍推進

138億円(109億円)

(1) 地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充 **85億円(65億円)**

雇用障害者数の急速な伸展と職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増に対応するため、障害者就業・生活支援センターの実施体制を拡充する。また、障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主に対して助成金による支援を行う。

(2) 多様な障害特性に応じた就労促進の推進 **50億円(43億円)**

① ハローワークにおける支援の充実・強化 **17億円(16億円)**

ハローワークが中心となり、地域の関係支援機関と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を実施する。また、職場実習・見学会や就労支援セミナーを実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。

② 障害者の多様な働き方と職域の拡大【新規】 **70百万円**

ICT を活用した障害者の在宅雇用など多様な働き方の推進と、農業分野を含めた障害者雇用の職域拡大を図る。

③精神障害者、発達障害者、難病患者に対する更なる支援の拡充【一部新規】

22億円(17億円)

カウンセリングや企業の意識啓発等を実施するなど、精神障害者に対する総合的な雇用支援を強化するとともに、精神科医療機関と公共職業安定所の連携による、精神障害者の就労支援モデル事業を実施する。加えて、発達障害者については、就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）の増員や、小集団方式により経験交流やグループワーク等を実施する就労支援事業の創設により、就労支援を充実・強化する。また、難病患者については、難病患者就職サポーター等による就労支援を推進する。

(3)がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化

2.5億円(85百万円)

ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援事業を全国展開する。

5 外国人材の活用・国際協力

24億円(21億円)

(1)留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化 **5.2億円(5.3億円)**

留学生の国内企業への就職拡大に向けて、留学生コーナーを拡充し支援体制を強化するとともに、関係省庁・機関が連携する「外国人材活躍推進プログラム」の地域展開や、地域の企業に対する留学生活用に関するセミナーや採用後のフォローアップなどの総合的な支援を実施する。

(2)技能実習制度の適正かつ円滑な推進 **18億円(15億円)**

外国人技能実習制度の見直し等、制度の適正かつ円滑な推進を図る。

(3)経済連携協定などの円滑な実施(後掲・13ページ(3)参照) **57百万円(56百万円)**

6 重層的なセーフティネットの構築 1,592億円(1,592億円)

(1) 雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保

1,524億円(1,523億円)

労働政策審議会における検討を踏まえ、平成28年通常国会に雇用保険法改正法案を提出し、失業等給付に係る保険料率の引下げ、65歳以上の高齢者への雇用保険の適用拡大及び介護休業給付の給付率の引上げ等を行う。また、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施し訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給する求職者支援制度についても、持続可能で安心できる制度を確実に運営する。

※雇用保険制度の失業等給付費として 1兆7,211億円(1兆7,159億円)を計上

※求職者支援制度の職業訓練受講給付金等として 225億円(235億円)を計上

(2) 生活困窮者等に対する就労支援の強化

68億円(69億円)

生活保護受給者等の就労促進に向けて、地方自治体へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、当該窓口配置する就職支援ナビゲーターを新たに増員し、両機関が一体となった就労支援を充実・強化することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。

また、ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、就職支援ナビゲーターを増員する等、その強化を図る。

第2 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現、働き方改革の実現、人材力強化・人材確保対策の推進、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり及び地方創生に向けた取組の推進を行い、公正、適正で納得して働くことのできる環境の整備を図る。

1 非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現

474億円(332億円)

(1) 企業における正社員転換・待遇改善等の強化 452億円(312億円)

「正社員転換・待遇改善実現プラン（仮称）」に基づき、非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する人の正社員化、非正規雇用で働く人の待遇改善等を進める。また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 非正規雇用労働者の正社員転換等の推進 制度要求

非正規雇用労働者の正社員転換等を推進するため、キャリアアップ助成金について、有期雇用から正規雇用への転換等に係る助成の拡充を行う。

(2) 労働者派遣制度の見直しの着実な実施等 13億円(12億円)

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣法改正法」について着実な施行を行う。また、平成27年10月1日施行の労働契約申込みみなし制度についても理解が進むよう周知広報を行う。加えて、雇用安定措置やキャリアアップ措置の着実な実施のため、指導監督体制を強化するとともに、特定労働者派遣事業の見直し等に伴う円滑な移行支援及び許可審査体制の整備を引き続き行う。

(3) 多様で安心できる働き方の導入促進【一部新規】((1)に含む事業と一部重複) 7.4億円(6.3億円)

非正規雇用労働者のキャリアアップの促進のため、多様な正社員に係る好事例の収集、周知、啓発を行うとともに、企業向けセミナーの実施などにより、多様な正社員の導入の促進を一層図っていく。

また、改正労働契約法に基づく有期労働契約の無期労働契約への転換ルールについて、中小企業等への普及を図るため、その周知方策や事業者支援の拡充を図る。

(4) パートタイム労働対策の推進【一部新規】((3)に含む事業と一部重複)

6. 9億円(8億円)

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰を実施するとともに、教育訓練・正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主への支援を行う。さらに、平成27年6月に実施した行政事業レビューの公開プロセスの結果も踏まえ、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を効率的・効果的に進める。

2 働き方改革の実現

552億円(368億円)

(1) 過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等【一部新規】(一部再掲・3ページ(4)参照)

74億円(55億円)

① 過重労働解消に向けた取組の促進等【一部新規】

時間外労働及び休日労働協定の適正化に係る指導や、過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導、過重労働解消に向けた労使の取組の促進、過重労働解消のためのセミナー等を行う。

また、「労働基準法等の一部を改正する法律(案)」が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知等を行う。

② 過労死等防止対策の推進【一部新規】

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現【一部新規】

37億円(26億円)

① 「女性活躍推進法」の円滑な施行(再掲・1ページ(1)参照)

14億円(8億円)

「女性活躍推進法」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

② 働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進【一部新規】((1)①及び②に含む事業と一部重複)

19億円(13億円)

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。

③良質なテレワーク・在宅就業の推進【一部新規】((2)②)に含む事業と一部重複)

15億円(12億円)

良質なテレワークの普及に向け、テレワークモデル実証事業の成果を踏まえた周知、サテライトオフィスを活用したテレワークの普及に向けた支援、導入経費等に対する助成金の拡充等を実施する。

さらに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

(3)最低賃金・賃金の引上げ及び労働生産性向上等に向けた支援の拡充(一部再掲・7ページ(1)参照)

460億円(301億円)

最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の相談体制を拡充するとともに、労働生産性の向上等を図るために、非正規雇用で働く人の待遇改善の支援等を実施する。

また、最低賃金に関する幅広い周知啓発及び的確な監督指導の実施により、最低賃金の遵守の徹底を図る。

3 人材力強化・人材確保対策の推進

434億円(311億円)

(1)職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】156億円(80億円)

- 労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み「セルフ・キャリアドック」を推進する。このため、導入マニュアルの作成や事業主に対する支援等を新たに行う。

また、キャリア形成における優れた取組を行う企業に対する表彰制度を拡充する。

- 人材育成の課題を踏まえた実践的な職業訓練の実施を推進するため、座学と実習を組み合わせた雇用型訓練を行う事業主等への支援を拡充するとともに、労働者の自発的な職業能力開発の機会を確保するため、教育訓練休暇制度等の導入を行う事業主への支援の拡充等を実施する。

(2)産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】((1)に含む事業と一部重複)25億円(23億円)

対人サービス分野を中心とした技能検定の開発の推進や、企業の採用・処遇への反映促進を図るため、業界団体に対する技術的支援及び助成措置を行う。

また、社内検定の社会的な認識を高め、普及・拡大を図るため、社内検定に取り組む企業の開拓から構築支援まで一貫した支援を行う。

さらに、技能検定について、産業界の人材ニーズに応じた職種・作業の設定・見直しや、若年者が受検しやすい環境整備等に取り組むとともに、技能五輪国際大会について、競技力向上に向けた国際大会選手の訓練サポートの充実等を図る。

(3) ハローワーク等におけるマッチング機能の強化 **28億円(28億円)**

ハローワークの求人情報提供ネットワークから、オンラインで、民間職業紹介事業者や地方自治体等に求人情報を提供するとともに、ハローワークの保有する求職情報について、民間職業紹介事業者や地方自治体等への提供を行う。また、「雇用対策協定」の締結を推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する。

(4) 希望するキャリアの実現支援【一部新規】 **56億円(32億円)**

労働者の自発的・主体的なキャリア選択を可能にする環境整備を進めるため、年齢にかかわらず中高年人材を活用する企業に対して助成を行う。

「試行在籍出向」の導入に向けたノウハウの蓄積、課題の抽出を図るため、(公財)産業雇用安定センターにおいて「試行在籍出向」プログラムをモデル的に実施する。

(5) 人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進 **154億円(133億円)**

① 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化 **18億円(16億円)**

介護・看護・保育の各分野について、全国の主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」の拡充等によるマッチング機能の強化や、建設労働者が不足している地域の主要なハローワークにおける「建設人材確保プロジェクト」の実施により、人材確保対策を推進する。

② 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】 **126億円(111億円)**

雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金の支給対象分野の拡大、介護関連事業主が新たに賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した場合の助成の拡充及び建設労働者確保育成助成金の助成対象メニューの拡充等を行う。

また、介護・建設・運輸分野等の人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業を実施するとともに、新たな介護技術等を用いた先進的な取組を行う事業所の雇用管理改善の好事例把握等により「魅力ある職場づくり」を推進する。

さらに、「生産性向上と雇用管理改善の両立企業表彰(仮称)」を創設し、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる取組を収集し、特に優良な取組については厚生労働大臣表彰を行うとともに、ポータルサイトによる周知等を図り、企業の生産性の向上と雇用管理改善の両立を促進する。

③建設技能労働者の人材育成強化

9. 2億円(6億円)

人手不足が顕著な建設技能労働者の人材育成を強化するため、離転職者や新卒者等に対し、座学や実習による職業訓練機会の付与から就職まで一貫して支援を行う事業について、対象職種の拡充を行う。

(6)早期の紛争解決に向けた体制整備等【一部新規】

16億円(16億円)

都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備等により、個別労働紛争の早期解決を促進する。

4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

109億円(102億円)

(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進【一部新規】

(一部再掲・8ページ(1)①及び②参照)76億円(70億円)

第12次労働災害防止計画(平成29年度まで)において重点業種として掲げている第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業等について、各業種の特性に応じ、労働災害の防止を図る。また、社会保障を支える介護労働者の安全衛生対策を推進する。

東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関係工事等に係る安全対策をはじめとして、建設業における安全対策の充実を図る。

(2)職場における健康確保対策の推進【一部新規】

47億円(41億円)

①メンタルヘルス対策の推進等【一部新規】(一部再掲・8ページ(1)①及び②参照)37億円(32億円)

ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の周知徹底、ストレスチェック等を実施する小規模事業場に対する支援の拡充等を図る。また、事業場における産業保健活動の支援や産業保健スタッフの人材育成等の充実、強化を図る。

治療等が必要な疾病を抱えた労働者への適切な理解に基づく健康管理が行われ、労働者が治療を行いながら就労が継続できるよう、専門の相談員による相談対応や訪問支援等を実施する。

②受動喫煙防止対策の推進

9. 8億円(8. 8億円)

喫煙室の設置等に係る費用の一部を助成すること等により、職場の受動喫煙防止対策を推進する。

(3)化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等

2. 2億円(2. 2億円)

化学物質のリスクアセスメントについて、その義務化に向け、「ラベルでアクション」プロジェクトとして、モデルラベル・安全データシートの作成、相談窓口の設置、地域全体で化学物質のリスクに対する認識を高める取組等を実施し、中小企業がリスクアセスメントを実施しやすい環境整備のための支援措置の充実強化を図る。

(4) パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備(再掲・2ページ(4)参照)(一部再掲・8ページ(1)①及び②参照) 3.1億円(2.7億円)

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を進めるため、平成27年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果なども踏まえ、過労死等防止啓発月間を中心に、啓発用ホームページ、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用した集中的な周知・啓発を行う。また、パワハラ予防から事後対応までをサポートする「パワハラ対策導入マニュアル」の周知・普及を図ることにより、労使・企業における取組を支援する。加えて、実効ある対策の推進のため、全国47都道府県において、人事労務担当者向けのセミナーを実施する。

また、パワーハラスメント対策の充実にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。

(5) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上 18億円(17億円)

労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険未手続事業一掃対策を推進するとともに、労働保険料の収納率の向上を図る。

※労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,763億円(8,818億円)を計上

5 地方創生に向けた取組の推進

133億円(95億円)

地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発・実施を支援する「地域創生人材育成事業」の拡充を行う。

また、産学官による地域コンソーシアムを構築し、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業を拡充する。

さらに、ハローワークの全国ネットワークを活用し、潜在的移住希望者を含む若者のUIJターン支援を行うとともに、地方創生に向けて、都道府県単位で取り組む戦略産業雇用創造プロジェクトの対象地域の拡充や市町村単位で雇用課題の解決に取り組む実践型地域雇用創造事業等により、地方自治体等と連携した取組を行い、地域の実情に即した雇用創出・人材育成を推進する。

第3 施策横断的な課題への対応

1 国際問題への対応

1.9億円(1.9億円)

(1) 技能実習生を含む外国人労働者の労働条件の確保【一部新規】

1.1億円(1.1億円)

技能実習生を使用する事業場に対する重点的な監督指導を行うとともに、外国人労働者労働条件相談員の活用等により、技能実習生を含む外国人労働者の労働条件の確保を図る。

(2) 国際発信力の強化

18百万円(20百万円)

東京電力福島第一原発作業員の放射線被ばく状況やその対策に関する情報の英訳版を、厚生労働省ホームページ等を通じて公表するなど、海外に向けて情報発信を行う。

(3) 経済連携協定などの円滑な実施

57百万円(56百万円)

経済連携協定（EPA）などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

第4 被災地の復興

1 東日本大震災からの復興への支援

90億円(129億円)

(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保(復興)【新規】

42億円

原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保等を通じた生活の安定を図るため、民間企業・NPO等への委託により雇用を創出する「原子力災害対応雇用支援事業(仮称)」について、緊急雇用創出事業の基金を積み増す等により実施する。

(2) 産業施策と一体となった被災地の雇用支援(復興)

41億円(122億円)

被災地の雇用のミスマッチ等に資するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、産業施策と一体となった雇用面での支援を行う「事業復興型雇用創出事業」について、緊急雇用創出事業の基金を積み増して実施し、復興に不可欠な生業を中心とする産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図る。

(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

4.3億円(4.7億円)

自治体や経済団体で構成する協議会に対し、就職活動支援セミナー等の避難解除区域等への帰還者の雇用促進に資する事業を委託する。

また、福島県の市町村に対し、市町村の実情に応じて助成金等雇用創出の支援ツールの活用方法の提案や、手続・運営に関するアドバイスを行う。

さらに、福島県内外の避難者の就職支援を推進する。

(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策

2.4億円(2億円)

被災地での復旧・復興工事の進捗状況に応じて、震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保を図るために、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修を支援する。

2 原子力災害からの復興への支援

10億円(9.9億円)

(1) 東京電力福島第一原発作業員や復旧・復興従事者への対応【一部新規】

10億円(9.9億円)

中長期ロードマップの改訂を踏まえ、東京電力福島第一原発作業員の被ばく低減対策の強化を図るとともに、東京電力福島第一原発作業員の被ばく防護措置等について、立入調査等による適切な指導を行う。

また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対し、健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた場合には、がん検診等を実施する。

さらに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするため、緊急作業従事者を対象にした疫学的研究を実施する。

加えて、事業主が原発事故からの復旧・復興従事者の放射線管理を適正に行えるよう、中小零細企業の団体に対する指導を行う。